

保護者・地域・教職員のための第六中学校ガイドブック

第六中学校

School Guide



寝屋川市立第六中学校

〒572-0004

寝屋川市成田町 3 番 6 号

Tel 072-835-9293

Fax 072-833-1126

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kyoikuiinkaijimukyo

[ku/kyouikusedou/gakkouitiran/DairokuKategori/22693.html](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/kyouikusedou/gakkouitiran/DairokuKategori/22693.html)

目次

学校沿革（抜粋）・校歌.....	1
六中の教育.....	2～4
校訓・教育目標・めざす学校像・めざす子ども像・指導六項目・努力目標・学年目標・小中一貫教育	
六中での学習.....	5～7
中学校の特色、六中の少人数授業、総合的な学習の時間、学校行事	
六中の支援教育.....	8
学習活動年間計画.....	9
六中のキャリア教育・進路の流れ.....	10
進路について.....	11
高校について.....	12～13
通知票の見方と評価.....	14
学校運営協議会及び学校評価・説明.....	15
災害時の対応について.....	16
六中の学校生活.....	17～18
学級数・生徒数、日課、朝の読書、登・下校について、服装と持ち物・頭髪	
欠席・遅刻・早退のときは.....	19
六中のクラブ活動.....	20
健康に過ごすために.....	21
家庭での生活、昼食について、学校での健康管理、保健室から	
相談活動.....	22～23
生徒との教育相談、スクールカウンセラー、学校以外の相談機関	
子どもから大人へ.....	24
寝屋川市「安心・安全メール」配信制度について.....	25
引っ越す時・転出・住所変更の手続き.....	26
学校管理下でのけがと給付.....	27
就学援助・支援教育就学奨励費/学生割引乗車券について.....	28
学校納入金について.....	29～30
地域の中で育つ生徒たち.....	31
地域に支えられて.....	32
第六中学校 PTA（活動及び会則）.....	33～36
校舎配置図.....	37～38
学校用品取扱店.....	39

学校沿革（抜粋）

昭和 46 年	4 月 1 日	寝屋川市立第三中学校において開校
	4 月 7 日	第一回入学式挙行
	10 月 17 日	寝屋川市成田町 562 番地に新校舎落成と同時に移転、本館南館完成
	11 月 1 日	開校式を行い、この日を創立記念日と定める
	11 月 5 日	玄関、大築山、国旗掲揚台完成
昭和 47 年	4 月 2 日	プレハブ 2 教室完成
昭和 48 年	7 月 1 日	寝屋川市成田町 3 番 6 号に住所表記変更
	7 月 23 日	体育館、プール、技術家庭科室、東館完成
昭和 49 年	3 月 12 日	第三回卒業証書授与式にて校歌発表（作詞：澤井孟、作曲：菅野芳子）
昭和 51 年	4 月 7 日	北館完成
昭和 54 年	4 月 1 日	寝屋川市立第十中学校と校区分離、養護学級設置
昭和 55 年	11 月 15 日	創立 10 周年記念式典、記念碑設立
昭和 60 年	4 月 4 日	新南館完成
昭和 62 年	11 月 1 日	アメリカ・ニューポート・ニューズ 市ハンティントン・ミッドルスクールと姉妹校
平成 2 年	6 月 4 日	和室完成
平成 12 年	11 月 18 日	創立 30 周年記念式典
平成 19 年	1 月 22 日	イギリス、中学校長 3 名来校
平成 21 年	11 月 13 日	イギリス・パース・ブルック・スクールとテレビ会議を実施
平成 22 年	2 月 18 日	イギリス・パース・ブルック・スクール、ニューステッド・ウッド・スクールより中学生来校
平成 22 年	11 月 20 日	創立 40 周年「感謝の会」、記念植樹（ソメイヨシノ）
平成 23 年	6 月 26 日	校長室改修
平成 25 年	11 月 14 日	体育館耐震補強工事
平成 27 年	9 月 14 日	南館 2 階トイレ改修工事
平成 28 年	10 月 15 日	体育館改修工事、南館 1～3 階トイレ改修工事
令和元年	8 月 21 日	特別教室エアコン設置
令和 2 年	11 月 1 日	創立 50 周年
	12 月 9 日	体育館エアコン設置
令和 6 年	8 月～12 月	管理棟 1 階 北館 3 階 トイレ改修工事

校 歌

一 「人を大切に」

生命の泉限りなく
あふれる意力くみあげて
たくましく生きる若者が

集う学舎は

淀の大河に映えわたる

あ、寝屋川 寝屋川 六中

二 「時を大切に」

希望に未来は開けゆく
歴史をきずく青春を
健やかに生きる若者が

学ぶ学舎は

生駒おろしにそびえたつ

あ、寝屋川 寝屋川 六中

三 「物を大切に」

恵の光身にあびて
つくる喜び技を練り
美しく生きる若者が

育つ学舎は

成田が丘に整然と

あ、寝屋川 寝屋川 六中

六中の教育

校訓

「人を大切に
時を大切に
物を大切に」

教育目標

「知・徳・体の調和のとれた生徒の育成」

めざす学校像

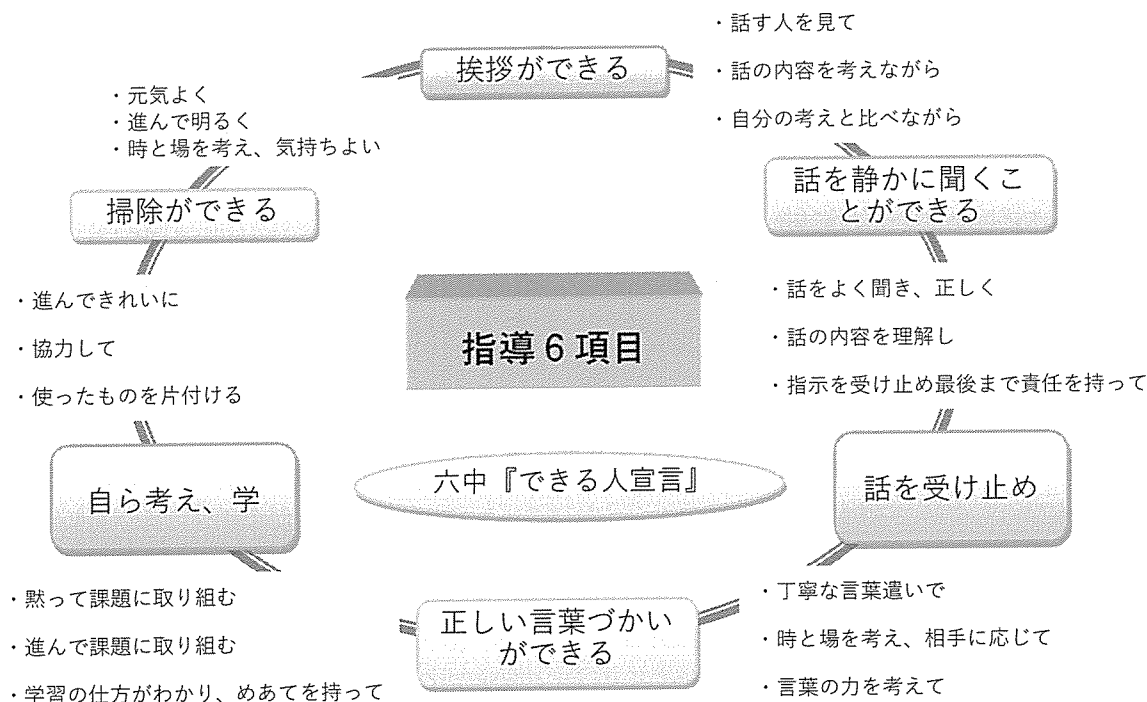
- 明るく活力があり、人と人とのつながりのある学校
- 安全な環境で、子どもが安心して、生き生きと活動できる学校
- 家庭・地域の信頼に応える学校

めざす子ども像

- 考える力を身につけたたくましく生き抜く子

教育方針 「めざす学校像」の具現化

- ◇ すべての教育活動を通じて心豊かな生徒を育成する
- ◇ 授業研究に努め、学力が身についた生徒を育成する
- ◇ 学園構想（香里かほりまち学園）による小・中学校9年間で生徒を育成する
- ◇ 学校と家庭・地域で情報の受発信を密に行い信頼関係を構築する



努力目標

- ◇ お互いを尊重し理解しともに高めあい、いじめのないよりよい人間関係の構築
- ◇ 教育の活性化をめざした教育課程の編成、及び個々の教員の授業力向上
- ◇ 学習の場にふさわしい環境整備
- ◇ 指導6項目（六中できる人宣言）の指導実践

1年学年目標

『一笑懸命』

～助けあい・支えあい・認めあい～

2年学年目標

『共に学び、共に笑い、共に歩む』

～美しく整った環境・素直な心・
チームで高めあう～

3年学年目標

『NO LIMIT』

～規律を守り、共に成長し、
個性を伸ばして自主自立～

1年



2年



3年



進路
決定

自ら考え未来を切り拓く子どもの育成

香里かほりまち学園

考える力の育成

豊かな心の育成

学力・体力の向上

地域連携

小中一貫の取り組み

- 小中一貫カリキュラムによる学習
- 寝屋川スタンダードに基づく指導
- ディベート教育の推進
- 道徳教育の推進
- 児童生徒理解（情報共有、合同会議、人権教育、児童生徒交流）
- 授業力の向上（合同研修会、授業交流）
- 体力向上プログラムの実践、実技研修、水泳交流
- 小中連携会議
- 家庭、地域との連携活動
（あいさつ運動、パトロール、清掃活動、福祉体験、ふれ愛まつり）
- 地域5校 PTA 連携（研修、清掃活動）

六中での学習(できる・獲得する授業をめざして)

中学校の特色は

中学校では小学校とほぼ同じ教科があります。ただ、名称が算数→数学、図画工作→美術というように、若干変わります。

中学校は、教科担任制といって、教科ごとに専門の先生が授業を行います。ただし、それぞれのクラスには小学校と同じように担任の先生がいて、道徳や特別活動（学級活動・学年活動）、総合的な学習の時間、朝の短学活（読書）、終礼などを担当します。

また、中学校では定期テスト（定期考査）といって、1学期・2学期に各2回、3学期に1回集中的にテストを行います。基本的には5教科（国・社・数・理・英）は毎回、4教科（音・美・保体・技家）は原則学期に1回実施します。

テスト1週間前は原則クラブ活動も中止となり、みんな真剣に集中して家庭学習に取り組めます。

その他に5教科の実力テストが行われます。実力テスト前については、クラブ活動は通常通り行われます。

学期は3学期制をとっていますが、教科の時間数の調整のため時間割は前・後期制をとっています。

☆1年生教科別週授業時間数

	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 体	技 家	英 語	小 計	道 徳	特 活	選 択	総 合		N T	合 計
前期	4	3	4	3	1	2	3	2	4	26	1	1	0	1		1	30
後期	4	3	4	3	2	1	3	2	4	26	1	1	0	1		1	30

※NTは寝屋川タイムで委員会活動などを行います

六中の少人数授業

六中では1年生の英語と数学、2年生の英語で1クラスを2分割した少人数指導を行っています。1年生にとっては中学校に入学し、授業形態（教科担任制）も変わることから、入学した最初



の学年での学習を大切にし、基礎学力の定着を図ります。習熟度別指導など、個に応じたきめ細かな指導を行っています。1学期の中間テストまでは1クラスに複数の教員が担当するTT指導を行い、その後2分割した少人数指導を行います。

また、各教科でペアや班での学習を取り入れ、お互いに学びあう学習や、意見の交流などを通して言語活動の充実を図っています。一方的に話を聞くだけでなく、自分で考え、その考えを相手に伝えることや、他の人の意見を聞き自分の考えと比べることは学習の定着にも効果的です。

六中の総合的な学習の時間

「総合的な学習の時間」を通して身につけてほしい力

- ① 自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力
- ② さまざまな体験学習を通して、自己の生き方を考える力

六中では、3年間を見通したキャリア学習（正しい職業観を身につけ、将来の自分の生き方を考える）を行っています。1年生では、宿泊体験学習を通して集団作りの基礎を培い、調べ学習と発表活動を通して情報収集力や表現力の向上を図ります。2年生では、「新しい時代に対応する力」を身につけることを目的とし、職業講話等で次の時代に求められる力をつけさせます。3年生では、修学旅行で第1次産業を経験し、さらに進路学習へとつなげていきます。

【3年生】

修学旅行①

修学旅行②

キャリア学習では、社会のルールやマナーを身につけ、社会人としての土台も築きます。様々な職業を知るだけでなく、コミュニケーション力の大切さも学びます。総合的な学習の時間には、そのほかに、集団作り活動・情報モラル学習や国際理解学習などを行います。

☆令和5年度の実践

【1年生】

- 宿泊体験学習
- ハートプログラム
- 校外学習

【2年生】

- キャリア教育
- 校外学習

【3年生】

- ◆ 修学旅行
- ◆ 進路学習

【1年生】

【2年生】

ハートプログラム

ディベート

合唱コンクール・体育大会・六中フェスティバル

六中では学年ごとに、合唱コンクールを行っています。各クラスが自由曲を決め、音楽の授業で練習するだけでなく、学級でも練習します。合唱を通してクラスの和、一人ひとりを大切にする気持ちを育んでいきます。

学年が上がるにつれて、歌唱力が高まるだけでなくクラスの和が強くなっていること、一人ひとりが成長していることが舞台から伝わってきます。どの学年も保護者・地域に公開しておりますので、子どもたちの姿を見にお越しください。

合唱コンクール

また例年、体育大会を土曜日に実施しています。

中学校の体育大会は学年別、学級対抗で行っています。各個人の徒競走、チームによる徒競走があります。クラス全員による学級対抗全員リレーや綱引きは特に盛り上がります。各種目の得点の合計で、各学年優勝、準優勝が決まりますので、生徒も競技、応援にと熱が入ります。

3年生は男子と女子に分かれて集団演技に取り組みます。体格が大人に近づいた3年生は剛健さと優雅さを見せてくれます。実行委員を中心に内容を検討し、当日まで協力して練習を重ねます。毎年、1，2年生にとっては、「先輩の素晴らしさ」を実感する発表となっています。

体育大会

3年生男子集団演技

3年生女子ダンス

学習発表会は舞台の部(体育館)・展示の部(各教室)に分かれています。体育館では、文科系の

各クラブ・学年の発表があります。各クラブ・学年ともこの日に向けて練習を重ね、舞台発表を行います。生徒会が中心となり運営しますが、毎年工夫が凝らされ、みんなで楽しむことができます。展示の部は各クラブや授業で制作した作品が並べられます。クラブによっては教室でミニ発表会も行います。各学年が授業で制作した作品・壁新聞・ポートフォリオも展示します。どの展示も質の高いもので、見学時間が足りないと感じるほどです。

舞台の部

学年劇

展示の部

六中の支援教育

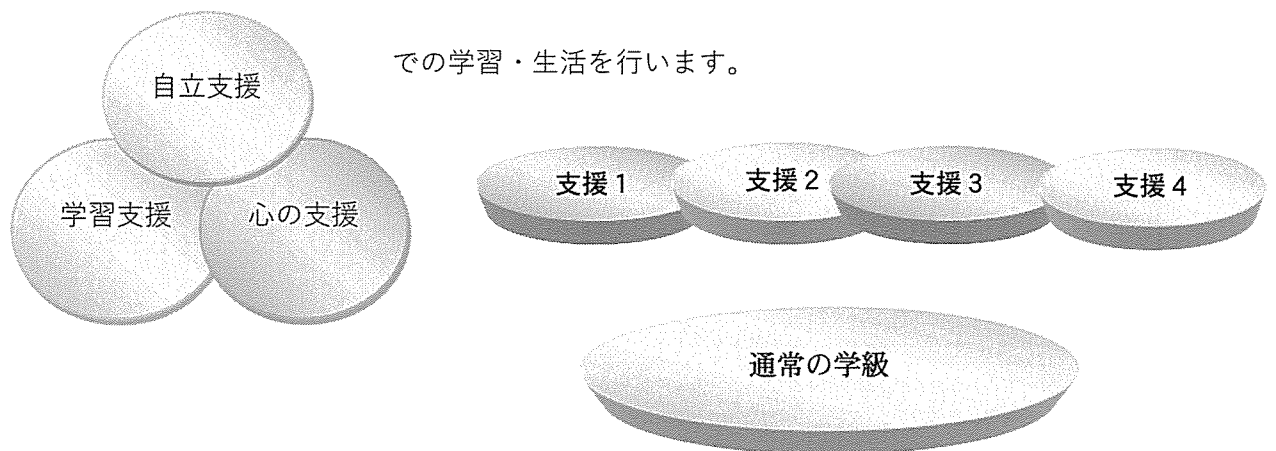
支援教育基本方針

- 支援教育推進委員会を中心に、校内指導体制を確立して全教職員の共通理解を図り、支援教育の研究を進める。
- 一人一人のつまずきの実態に応じて、きめ細かい指導を行い、基本的な生活習慣、基礎学力、社会性などを身につけ、より豊かに生きる力の育成を図るように指導、援助する。
- 学校生活のあらゆる機会を通じて、すべての生徒にノーマライゼーションの理念の浸透を図り、ともに学びともに成長する仲間としての資質の育成を図る。
- 支援学級担任、通常の学級担任、教科担任との連携を密にとり、生徒への適切かつきめ細かな指導の充実を図る。
- 保護者との連携を密にし、指導についての共通理解を図る。

本校には、4 学級の支援学級があります。

個々の生徒の目標に応じて、通常の学級での学習と支援学級

での学習・生活を行います。



個々の生徒への支援と、複数・集団の中での支援の両方を

適用することで、より目的の達成が可能となります。

学習内容に応じて4学級合同での支援教育に取り組めます。

また、校区小学校の支援学級とも連携し、合同での行事や取り組みを年に数回行います。同様に、北河内支援学級卓球大会や寝屋川市の支援学級学習発表会にも参加し、より多くの児童・生徒との交流からも色々なことを学びます。

過去の進路先

・西寝屋川高等学校 ・高等専修学校
・枚方なぎさ高等学校 ・寝屋川支援学校高等部 など

支援学級以外で支援が必要な生徒への対応について

通常の学級においても、支援を必要としている生徒がいないか各教員が個々の生徒の状況を把握できるように努めています。保護者と相談し、教育委員会の指導員、専門機関とも連携して、支援学級入級も含めて個に応じた支援ができるよう努めています。いつでも担任及び支援学級担任、支援教育コーディネーターにご相談ください。

六中の学習活動等年間計画

初旬

中旬

下旬

4月	入学式、始業式、着任式、離任式 対面式、身体計測、オリエンテーション①	クラブ見学①、個人写真、 内科・眼科検診 到達度調査①②③、全国学力調査③	検尿 授業参観、PTA 全委員会 実力テスト③
5月	内科検診 家庭訪問	PTA総会 中間テスト	歯科検診 土曜参観 スポーツテスト
6月	宿泊体験学習①	修学旅行③ 歯科検診・耳鼻科検診	授業参観週間 防災訓練 公立高校説明会 期末テスト
7月	個人懇談会	学年・学級懇談会 非行防止教室	終業式 校区パトロール
8月			校区パトロール 私立高校説明会 始業式 教育相談
9月	キャリア学習② 実力テスト チャレンジテスト③	授業参観週間	体育大会予行 体育大会
10月	英語検定	中間テスト	学習発表会
11月	創立記念日（1日） 進路説明会 実力テスト③	個人懇談会 校外学習② 防災訓練 ふれ愛まつり	期末テスト
12月	実力テスト③	進路懇談会③	オープンザマインド、学年集会 終業式
1月	校区パトロール 始業式 教育相談①②	実力テスト③、チャレンジテスト①② 英語検定 PTA 全委員会	学年末テスト③ 市 PTA 大会
2月	私立高校入試 実力テスト①②	進路懇談③ 新入生保護者説明会 新入生体験入学	学年末テスト①② 公立特別選抜入試
3月	卒業式 公立一般入試	PTA総会 学年・学級懇談会①②	修了式

①②③は学年を表しています。

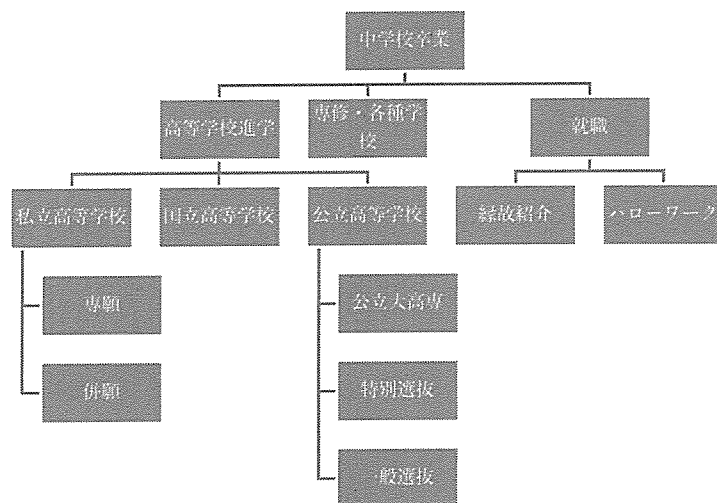
予定は変更することもあります、ご理解ください。

六中のキャリア教育・進路の流れ

	1 年	2 年	3 年	
4 月	市到達度調査	市到達度調査	市到達度調査 全国学力調査 実力テスト	
5 月	中間テスト 英語検定	中間テスト 英語検定	中間テスト 英語検定 ・ 進路説明会	普通科・総合・工科高校の説明会です。 3 年の保護者対象
6 月	期末テスト	キャリア学習 期末テスト	修学旅行 チャレンジテスト 公立高校説明会 期末テスト	
7 月	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会	市内の中学生の受験が多い私立高校が説明します。3 年保護者対象
8 月	私立・公立高校の体験入学・見学会が始まります。情報をチェックしましょう。		私立高校説明会	
9 月	実力テスト	キャリア学習 実力テスト	実力テスト	1 学期の評価、実力テストの結果を参考に、私立高校の専願・併願を本人・保護者・担任で相談します。
10 月	中間テスト 英語検定	中間テスト 英語検定	中間テスト 英語検定	英語検定は資格の一つとなります。
11 月	個人懇談会 期末テスト	個人懇談会 期末テスト	実力テスト 進路説明会 個人（進路）懇談会 期末テスト	校長・教頭・進路をはじめ各主任と 3 年生担当が集まり、一人ひとりの進路希望先の検討を行います。進路指導は学校全体で行います。
12 月	受験する具体的な私立高校・公立高校を決めていきます。就職の人は希望を聞きます。		進路懇談会、就職懇談会 進路指導委員会	
1 月	チャレンジテスト 英語検定	チャレンジテスト 英語検定	実力テスト 学年末テスト（英語検定） 私立高校出願	冬休み中に希望する高校に公共交通機関を使って実際見に行きましょう。願書や写真の準備もきちんとしておきましょう。
2 月	実力テスト 学年末テスト	実力テスト 学年末テスト	私立高校入試 進路指導委員会 進路懇談、就職者一斉選考 公立特別選抜・府大高専入試	
3 月			公立一般入試	

予定は変更することもあります、ご理解下さい。

進路について



私立高等学校入試

2月初旬（府県により受験日が異なる）に入試があります。

専願・・・合格した場合必ず入学する約束の下受験
※併願より合格点が低い学校が多く、有利な場合が多い

併願・・・第1志望の学校（国公立、他の私立）が不合格になった場合のために進学確保する受験

※ 1.5 次、2 次試験がある場合もあります

公立特別選抜入試

2 月下旬に実施され、専門性の高い学科の高等学校を目指す人に

・工業に関する学科 ・美術科 ・体育科
・芸能文化科 ・演劇科 ・総合造形科
・音楽科 ・普通科単位制
・グローバル探究科 e t c
実技検査や面接を行う学校で実施されます。

公立一般選抜入試

公立高校の受験機会は原則 1 回になります。3 月中旬に実施され、複数の学科を併設する高校は、第1希望・第2希望を選んで受験できます。私立・府立高専で不合格になった人も受験できます。

公立大高専入試

特別選抜（1 月下旬）

・・・小論文と面接による選抜
学力選抜（2 月）・・・学力検査による選抜

就職

縁故就職・・・家族や知人の知り合いの職場に紹介で就職する場合です。

ハローワーク・・・枚方ハローワークに寄せられた求人情報の中から、担当の人との面談も含め、見学・採用試験（面接あり）を経て就職します。
求人が少ないのが現実で、希望しても就職できない場合があります。

専修学校入試

情報（コンピューター）・服飾等専門性の高い知識や技能を学びます。多くの学校は通信制の高等学校と提携しており、卒業と同時に高校卒業の資格もとれます。
入試は学校により日時が異なります。

奨学金

子ども達の教育を受ける機会を保障し、支援する制度に大阪府育英会等の各種の奨学金制度があります。中学3年生になったら、募集情報を随時進路だより等を通じてお知らせします。

定時制高校入試

働きながら、夜に学ぶことができるのが定時制高校です。午後 5 時から始まるため、通学の条件に合う職場でないと大変です。

高校について

高等学校への進路を考えると、私立高校と国・公立高校に大別されます。私立も国・公立もそれぞれの良さ・特徴を持っています。

生徒本人の希望や将来の夢、性格、また進学・就職実績だけでなく通学時間、経費等総合的に判断して、担任をはじめ学校の助言を参考にしながら、子どもだけで・親だけで決めるのではなく、相談して子どもの進路の支援をしていきたいものです。

公立高等学校について

普通科

普通科は、幅広く普通科目等（国語・地理歴史・公民・数学・理科・保健体育・芸術・外国語・家庭・情報・）を学びます

普通
科
高
校

総合学科

総合学科は、普通科目と専門科目の両方にわたって、多くの選択科目があります。選択科目は、生徒の興味・関心、進路に合わせて選ぶこ

全
日
制
普
通
科
高
校

専門学科

専門学科は、専門科目を中心に学びます。農業に関する学科・工業に関する学科・国際文化科・総合科学科・理数科・総合造形化・音楽科・芸能文化科・体育科・人間スポーツ科学科などがあります。

専
門
高
校

専
門
学
科

普通科高校

府内全域

一般選抜

寝屋川・西寝屋川・枚方・長尾・
牧野・香里丘・北かわち阜が丘・
交野・枚方津田・守口東・門真
西・野崎・緑風冠・旭・港・い
ちりつ・桜宮・汎愛・桜宮・東
など

普通科教科を幅広く学び、広い知識、教養、柔軟な思考力を養います

- それぞれの高校が特色を出し、魅力ある校風（スクールカラー）をつくっています
- 専門コース（芸術・体育・理数・保育・海洋・英語・環境・人間など）を設ける学校もあります

総合学科高校

府内全域

一般選抜

芦間・門真なみはや・今宮・扇町総合
枚方なぎさ・大正白稜 etc

多くの普通科目と専門科目の中から選択して学習できます

- 総合選択科目を関連する科目ごとにまとめ「系列」として示しています
（系列の例）福祉ネットワーク、医療・看護、食と生命を科学する、国際理解とコミュニケーションなど
- 「産業社会と人間」の授業では体験学習などを通じて、将来の進路を考えるための学習に取り組めます

全日制普通科単位制高校

府内全

特別

市岡・中央 etc
（六中から通える範囲内）

生徒の学習ペースにあわせて授業を選べます

- 単位制の利点を活かして、自分で多数の科目から進んで学習計画をつくり学ぶことができます
- 少人数授業や習熟度別授業など学習しやすいしくみを取り入れています
- 学習の仕方や科目選択に対するガイダンスが充実しています

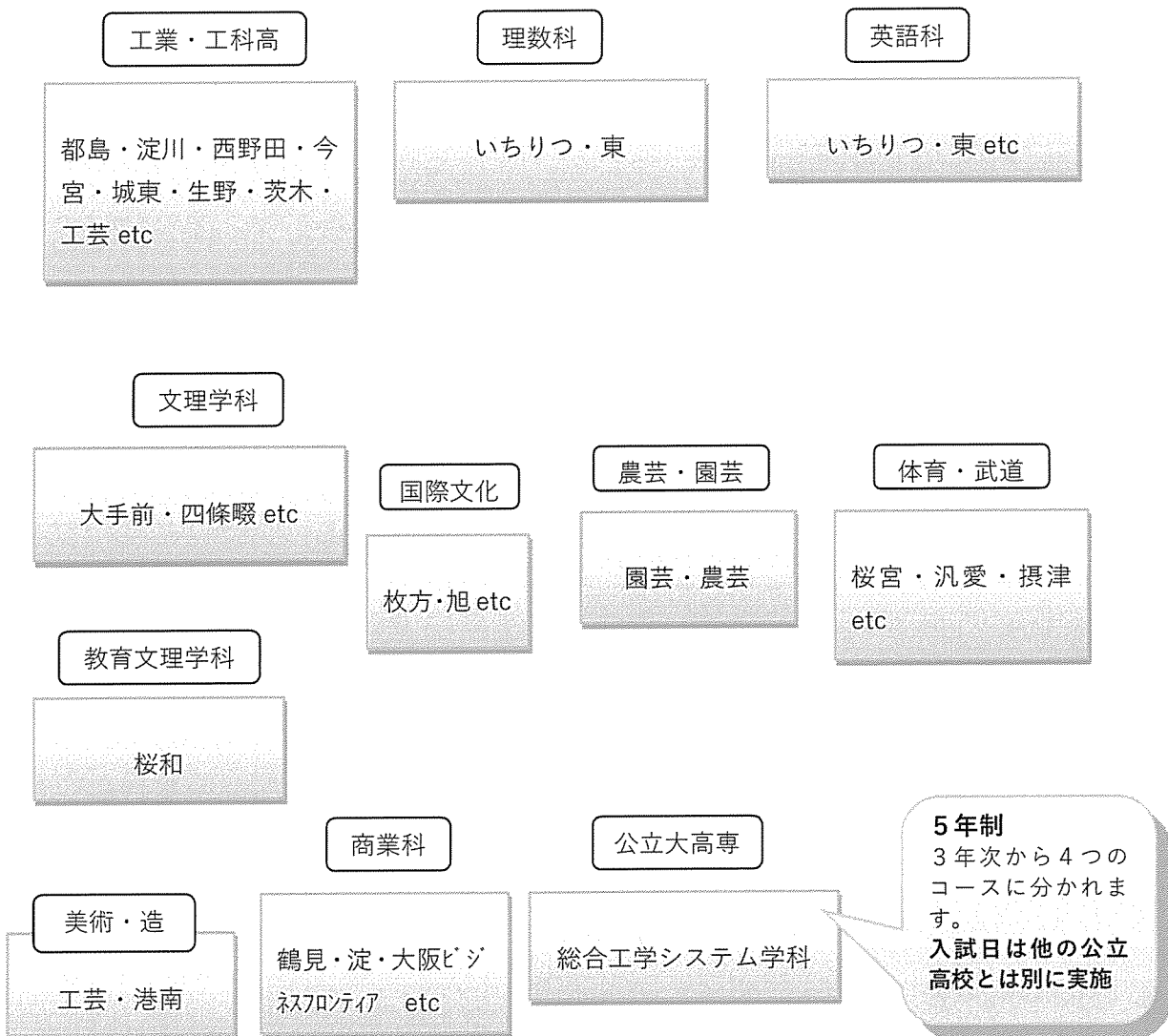
専門高校・専門学科

府内全域

特別

生徒の得意な分野を伸ばしてスペシャリストをめざします

- 専門分野に関する基礎を学ぶとともに、豊かなセンスを磨きます
- 資格取得をめざす学習や「得意」を生かして個性を伸ばす学習をします
- 大学などへの進学をめざすための授業もあります



通知票の見方と評価

通知票は、各学期における学校生活の結果をご家庭にお知らせするものです。ご覧いただき、今後の生活・学習に役立てていただければと思います。

評定の数字だけに一喜一憂するのではなく、子どもたちの日頃の学校での生活、授業に対する態度、家庭学習の状況等を検討していただき、今後の課題を前向きに捉えていただきたいと思います。

No.		学 習 の 記 録			
科目	観 点	1 学 期	2 学 期	学 年	
国 語	国語への関心・意欲・態度				
	話す・聞く等、取り組む姿勢				
	書く力				
	読み取る力				
社 会	言語についての知識・理解・活用				
	社会的事象への関心・意欲・態度				
	社会的な思考・判断				
	資料活用の技能・表現				
数	社会的事象についての知識・理解				
	数学への関心・意欲・態度				

観点別学習状況について

各教科の学習目標に対し、その達成状況を観点ごとに3段階（A, B, C）で評価したものです。
Bが概ね達成しているもので、Aは特に優れており、Cはさらに努力が必要という意味です。

授業態度・ノート・提出物・
定期テスト・小テスト・発表・実技テスト・作品等が評価対象です

評価について

観点別学習状況の達成のようすを基に、教科の学習の状況を総括的に評価したもので、絶対評価で表されます。各教科の評定は5段階（5,4,3,2,1）で示してあります。※各観点の評定に含まれる割合は一定ではありません。

※2学期の評価は、1・2学期を合算します。

高校進学に関わる評価・・・「絶対評価」

大阪府の公立高等学校では、可否の判定に入試当日の試験の成績と中学校からの評定を合算して行います。調査書の評定は絶対評価で、評価対象学年は全学年となります。入試点と評定の比率は各学校により異なり、一定ではありません。公立特別入試・府立高専では二学期末、公立一般入試では学年末時点での評定を内申点としています。

※ 公立高校の入試で使われる評価の割合 3年 : 2年 : 1年 = 6 : 2 : 2

※ 私立高校の入試では、二学期末時点での評定を内申点とします。

絶対評価 ; 学習指導要領に示す目標がどの程度達成したかを評価します。

学校運営協議会及び学校評価・説明

学校運営協議会とは

学校運営協議会とは、開かれた学校づくりの一環として校長の求めに応じて、教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して意見を述べ助言を行うものです。

協議会のみなさん

協議会の方への期待

- 新たな視点からの提言
- めざす学校像、子ども像の共有
- 学校サポーターの役割
(地域の中の学校)
- 多方面からの視点で学校経営全般への支援

主に協議会から提言を頂く内容・行事

- ★ 授業参観、公開授業、学校行事への参加及び評価
- ★ 生徒の地域貢献及び教職員の地域行事への参加について
- ★ 学校自己診断の結果及び分析の考察
- ★ 六中の説明責任のあり方について

学校評価・説明

学校評価

- ◎ 保護者・生徒対象教育アンケート
- ◎ 教師対象自己診断アンケート
- ◎ 授業評価の導入
- ◎ 教育アンケートの結果の公表

説明責任

- ◎ 学年だよりの保護者配布
- ◎ 学校ガイド・学校だよりの全保護者・小六保護者・地域への配布
- ◎ 公開授業・公開行事の積極的な開催

災害時の対応について

1、「寝屋川市」または「東部大阪」に特別警報または、暴風警報が発令された時

①午前 7 時現在で 発令 されている場合	生徒の登校は見合わせ、 自宅待機 させて下さい。
②午前 9 時現在で 続けて発令 されている場合	臨時休業 となります。
③午前 9 時までに 解除 された場合	午前 10 時から始業 となります。
④生徒が 在校中 に警報が 発令 された場合	【暴風警報】 集団下校、あるいは教職員の引率などによる 緊急一斉下校措置 をとります。 【特別警報】 保護者への引き渡しによる 緊急下校措置 をとります。学校からの連絡がなくても迎えに来て下さい。

2、大雨洪水警報発令の時

原則として、**平常通り授業**をします。

本市では、平常授業を実施しておりますが、

1、生徒の登校前に大雨洪水警報が発令された場合、場所によって河川の氾濫など、生徒の登下校が危険であると判断される場合は、自宅で待機させて下さい。その時は連絡をお願いします。

2、生徒が在校時に大雨洪水警報が発令された場合、状況に応じ、緊急一斉下校、学校待機措置をとることもあります。

3、地震が発生した時

	震度 4 以下の場合	震度 5 弱以上の場合
1、登校前	平常授業 ただし、被害状況によっては臨時休業や始業時刻の繰り下げの措置をとる場合もあります。	臨時休業 となります。
2、登下校中	平常授業 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ平常授業とします。	臨時休業 となります。 登校前の場合は自宅待機させて下さい。 すでに登校している場合は、在校時の対応をします。 登校中の場合は安全な所に一時避難し、揺れがおさまった後、原則学校に避難します。
3、在校時	平常授業 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ平常授業とします。 ただし、被害状況によっては必要に応じ緊急下校となります。	臨時休業 となります。 保護者への引き渡しによる緊急下校措置をとります。学校からの連絡がなくても迎えに来て下さい。

いずれの場合も、校区情報・安心安全メール・ホームページなどで情報の発信を迅速におこないます。しかし、災害時には電話回線が寸断される等通信障害が発生し、メールによる連絡ができなくなったり、電話がつながりにくくなることが予想されます。自宅周辺の状況により安全を第一に、本人や保護者の判断で登校を見合わせる等、行動していただく必要があることも考えられます。ご家庭でも、お子様と緊急時の対応についてよく話し合ってください様、お願いします。

六中の学校生活

学級数・生徒数

令和 6 年 11 月 1 日現在

		1 年	2 年	3 年	合 計
	男 子	101	104	127	332
	女 子	110	106	98	314
	合 計	211	210	225	646
学級数		6	6	6	18 (支援 4)

毎日の日課

	平常授業
出欠確認	8 : 30(8:25 予鈴)
朝読書	8 : 30～8 : 45
第 1 時限	8 : 50～9 : 40
第 2 時限	9 : 50～10 : 40
第 3 時限	10 : 50～11 : 40
第 4 時限	11 : 50～12 : 40
昼食・休憩	12 : 40～13 : 25
第 5 時限	13 : 30～14 : 20
第 6 時限	14 : 30～15 : 20
清掃	15 : 20～15 : 35
学活終礼	15 : 35～15 : 45
生徒諸活動	15 : 50～

朝の読書活動

- 静かで落ち着いた時間から始まる学校生活
- 本に親しみ、豊かな情操を

平成 20 年度より、生徒朝礼・テスト時を除き毎朝 10 分間（現在は 15 分間）の読書活動を始めました。

近年、子どもの活字離れが深刻化しています。全国学力調査においても読解力の低下が指摘されているため、実施しています。

登校・下校等について

- ◆ 登校時間は午前 8 : 00～8 : 25 の間です
- ◆ 登下校は徒歩通学です。自転車通学は禁止
- ◆ 登下校では、交通規則・マナーを守り、寄り道をしない
- ◆ 校門は 8 : 25 以降安全のため施錠しています。遅刻及び一斉下校後の再登校の際はインターフォンで学年・氏名を職員室に伝え、学校に入り、職員室に立ち寄ること
- ◆ 授業時間（授業中・休み時間・クラブ活動中）中は無断で校外に出ないこと
- ◆ 下校時間は一般下校時間を午後 4 : 00 とします。クラブ活動や委員会活動のある場合は午後 4 : 45 終了 午後 5 : 00 絶対下校（ただし、顧問の許可により 10 月は 15 分、3 月、9 月は 30 分、4～8 月は 1 時間の延長が可能です。）
- ◆ 下校後にクラブ活動や所用で再登校する場合は、通学時の服装で登校（クラブ活動の場合はクラブの服装可）。自転車登校及び私服での登校不可

服装と持ち物・頭髪について

服装と持ち物・頭髪の基本

- ◎ 質素（高価な物を追わず、シンプルに）
- ◎ 清潔（他の人に不快感を与えない）
- ◎ 上品（礼儀正しくマナーを守る）

服装・持ち物について

男子

- ◆ 標準服・ズボンの着用
- ◆ ベルトは黒・紺で華美でないもの
- ◆ 靴下は華美でないもの

女子

- ◆ 標準服の着用、スカートの場合、長さはひざ頭程度
- ◆ 靴下は華美でないもの、ルーズソックスは禁止

男女とも

- ◆ 原則、指定のポロシャツを着用
- ◆ 黒・紺・グレーのセーター・ベスト・カーディガンを防寒着として標準服の下に着用
- ◆ 防寒衣類は指定のウインドブレーカー上着のみ着用可。マフラー、手袋は使用可（登校時）
- ◆ 体操服は指定のジャージ等を着用。靴は運動に適したもの
- ◆ 校内では名札をつける
- ◆ 通学かばん、上靴は指定のものを使用する
- ◆ 装飾品は身につけない

頭髪について

- ◆ 清潔な頭髪にする
- ◆ 脱色・染色・パーマをしない
- ◆ 整髪料は使用しない
- ◆ 前髪が落ちてくる場合は、飾りが無く華美でない目立たない色のピンで留める
- ◆ 髪が長い場合は、紺・黒・茶色のゴムひもで結ぶ

※盗難や破損等のトラブル防止のためにも、学習に関係のない、不要なものは持ってこない
(貴重品・お金・携帯電話・音響機器・雑誌)

欠席・遅刻・早退のときは

欠席・遅刻・早退の連絡

子どもを守るためにも家庭と学校の連携を密にすることが大切です

- 子どもさん（生徒）の体調が悪いなどで学校を欠席・遅刻するときは、朝（8時30分～）に、保護者の方からさくら連絡網【4月に登録用紙配布】や電話などで担任まで連絡をお願いします。担任が近くにいないときは伝言を受けます。（835-9293）
- 早退しなければならないときは、生徒手帳での連絡でも結構です（その場合は、保護者印の捺印をお願いします）
- 学校から何らかの理由で帰宅させるときは、必ず家庭連絡をします。
- 家庭からの連絡が無く、生徒が登校していない場合は家庭に連絡いたします。

特別な状況での欠席

☆ 感染症の種類と出席停止期間

病気で学校を休む場合、以下の病気にかかったときは「出席停止」となり、学校を休んでも欠席になりません。ただし、医師の診断に基づきますので、分かり次第学校にお知らせください。

インフルエンザ等の予防接種は病院でご相談ください。

インフルエンザ（新型含む）	・・・ 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	・・・ 特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	・・・ 解熱した後3日を経過するまで
風しん（三日ばしか）	・・・ 発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	・・・ すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	・・・ 主要症状が消失した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・・・ 耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで

結核
腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎
その他の伝染病

学校医、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎
ヘルパンギーナ（流行性の夏かぜ）、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（伝染性嘔吐下痢症）

☆ 忌引きになるとき

親族にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる（学校を休んでも欠席扱いにならない）場合があります。ただし、生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります。

父母 … 7日以内、 祖父母、兄弟姉妹 … 3日以内、 おじ・おば … 1日

六中のクラブ活動

六中は創立以来、学習もクラブも活発に行われ成果をあげてきました。今もその伝統は受け継がれています。同規模の学校に比べてクラブ数が多いことも特徴です。自分の興味に合うクラブに参加し、充実した時間を過ごすと同時に、ルールやマナー、他の部員とのよい関係作りなど多くの事を学ぶ機会としてほしいと思います。

また、本市では部活動の選択肢を増やすため、在籍する学校にその部活動がない場合に参加できる「種目別拠点校」を設置しています。

ラグビー部：第三中学校 ソフトボール部：第九中学校 囲碁将棋部：友呂岐中学校
サッカー部：第九中学校 英語ディベート部：第十中学校

クラブ名
男子バレーボール部
女子バレーボール部
男子バスケットボール部
女子バスケットボール部
男女剣道部
男子テニス部
女子テニス部
男女陸上部
水泳部
卓球部
バトミントン部
軟式野球部
柔道部
コーラス部
吹奏楽部
コンピューター部
美術部
理科部

休養日及び活動時間の設定について

- ◆休養日は週2日以上設定します。
- ◆週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日以上を休養日とすることを基本とします。
- ◆1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行います。
- ◆学校の休業日に練習試合等で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮します。

健康に過ごすために

下校時間

- 午後 5:00 絶対下校
- 午前中に授業が終了する場合、基本的に再登校しクラブ活動を行います。
- 用事等で早めに帰宅しなければならないときは、顧問に連絡をお願いします。

家庭での生活習慣

毎日健康に暮らすには、① 「早寝早起きをする」 ② 「食事は 3 回きちんと摂る、特に朝食をしっかりと摂る」 ③ 「排便の習慣をつける」と規則正しい生活をするのが基本です。時には夜更かしをしたり、食事を摂る時間が不規則になったりすることもあります。それが生活習慣にならないよう気をつけましょう。

昼食について

昼食は、成長著しい中学生の時期であるということを考えても、十分な栄養と量を摂ることが必要です。給食は、その点を考慮して献立されています。

学校での健康管理

生徒の健康状態は、担任や教科担任、養護教諭（保健室の先生）が毎日観察しています。その他にも全職員が生徒の健康状態に気をつけています。生徒の心身の異常が分かった時には、早い段階から家庭と連絡を取るなど、家庭と学校が連携して対処します。

保健室から

☆ 保健室とは

保健室は、生徒・教職員の健康増進を図るための活動の中心です。

生徒・教職員の健康情報を集め、保健指導、健康相談、健康診断、救急処置などを行うための場です。

☆ 応急処置の場です

学校でけがをしたり、体調が悪くなったときに保健室で応急処置や一時的な休養をします。保健室で休んでも良くならないときは、保護者に連絡を取って早退します。症状によっては学校まで迎えに来ていただくこともあります。帰宅後は必要に応じてご家庭で通院や投薬を行ってください。

※学校では内服薬は投与いたしませんのでご了承ください

※緊急の場合は、保護者に連絡を取ってかかりつけの病院（なければ近くの病院）へ移送します。症状によっては病院まで迎えをお願いすることがあります。

※重症の場合は、すぐに救急車を呼ぶなどの適切な措置をとります。

※学校の管理下でけがをしたときは日本スポーツ振興センターの手続きを行います。

けがや病気だけでなく、悩み事などの相談にも対応します。体の不調や悩みがあるときは、

相談活動（生徒も保護者も気軽に相談を）

生徒との教育相談

日頃の教育活動の中で、生徒が抱えている悩みや不安への対処やいじめの早期発見に向けて、生徒からの相談を受けたり、教師からの声かけを行っています。毎月、学校生活に関するアンケートを行い、悩みやいじめの芽を見逃さないようにしています。

また、学期に一度教育相談週間を設けています。普段は担任との相談活動が多いのですが、教育相談週間では、主に生徒が希望する教師との相談活動を行っています。多くの教員の見守りで、安心して学校生活を送ることができるよう、相談体制を整えています。

「子どもを守るには、周りの大人の目と心に勝るものはない」と言われています。ご家庭で気づかれたことがありましたら学校に相談していただき、共に力を合わせて子どもたちが安心して過ごせるようにと思います。

今後も、すべての生徒が安心して楽しい中学校生活を送ることができるように、教育相談の充実を図ります。

- ① 子どもが気軽に相談できる体制を整える
- ② 子どもが発する小さなサインも見逃さない、心配りを大切にする
- ③ 命の尊さ、大切さを教える教育の推進に取り組む

スクールカウンセラー

心の駅について

六中の職員室・校長室のある管理棟の2階に「心の駅」と表示された教室があります。そこにスクールカウンセラーの先生がおられます。スクールカウンセラーは、毎日の生活の中で過ごしにくさを感じていたり、悩みを抱えている人たちに心理学という専門的な方法で話を聴くことで、悩みを解決したり、悩み自体を解決できなくても悩みに押しつぶされずに生活していけるように援助する仕事をしています。生徒はもちろん、保護者の方からも相談を受け付けています。気軽に相談できるものではないかもしれませんが、選択肢の一つとしてカウンセリングもあることを心に留めてもらえたらと思います。

※カウンセリングの内容については、大切なこととして秘密を守りますので、安心して話にきてください。

スクールカウンセラーの出勤日

原則 毎週水曜日です

（第五小学校、国松緑丘小学校で相談活動をされる日もあります。確認して下さい）

申込方法について

『生徒の場合』

- ① 担任の先生、生指の先生、支援の先生、教頭先生に申し込む
- ② 直接スクールカウンセラーに申し込む

『保護者の場合』

※お電話で教頭先生、担任の先生に申し込んでください。

※時間の調整がありますので、連絡を差し上げます

学校以外の相談機関

1. 『教育相談（さわやかライン）』
場所：寝屋川市総合教育研修センター TEL 072-838-7830
内容：性格・行動・情緒についての相談、不登校についての相談、
いじめについての相談、他
2. 『中央子ども家庭センター』
場所：寝屋川市八坂町（寝屋川保健所隣） TEL 072-828-0161
内容：性格行動、不登校、躰、養護、虐待、非行、障害、保健相談
3. 『寝屋川市 子どもを守る課 子ども相談担当』
場所：寝屋川市池田西町2-8-22（総合センター内） TEL 072-838-0181
内容：性格、生活習慣、発達や言葉の遅れ、保育所・幼稚園・学校での生活、
非行、子育て不安、家族関係、心身の障害に関する相談
4. 『枚方少年サポートセンター』
場所：枚方市大垣内町2-15-1 北河内府民センター4階
TEL 072-843-1999
内容：少年の非行などの相談
5. 『さわやかホットライン（保護者用）』
場所：大阪府教育センター教育相談室 TEL 06-6607-7362
内容：学校教育相談、家庭教育相談、特別支援教育相談等
6. 『グリーンライン』
場所：大阪府警察本部少年課少年育成室 TEL 06-6944-7867
内容：子どもの問題行動（非行問題）、悩みや困りごとに関する相談

子どもから大人へ

中学生は、心身ともに子どもから大人へと大きく変化します。ホルモンの分泌が変わり身体に変化がおきると、精神的にも非常に不安定になります。また、学習や友人関係などでストレスがたまる時期です。家族の中でも、大人としての独立心が芽生えてきます。親にも知られたくないことができたり、訳もなく反抗することもあります。親も子も互いの接し方に戸惑うこともあります。

一見反抗的に見える子どもたちも、一人ひとりと面談してみると、親に感謝し、ちゃんと親の苦勞を見ている子どもたちであることが見えてきます。

中学3年間を通して、生徒は一人の人間として大きく成長します。保護者や教職員は、生徒の大人への成長を支援し、あたたかく見守っていききたいものです。

思春期の子どもたち

◎ 親に支配されたくない

親に干渉されたくない気持ちがある反面、決して、親を自分の思いのままにしたいという気持ちはありません。

◎ 親より友達を大切にする

心理的に独立していききたいというあらわれで、決して、親を無視しようとしているものではありません。

◎ 相談相手として親を求めている

「困ったときに誰に相談するか」という質問に対しては、友達に相談するというのが多いのですが、子どもたちは問題の内容によって親に求めています。

◎ 不安の中の甘え

思春期には身体の上で不安になり、気分の上で不安になります。不安を感じる中で、子どもたちは、特に親の愛情を求めています。子どもたちの訴えには、じっくりと聴いてやることを基本に、愛情こめた対応をお願いします。

学校や学級に行くのを渋った

学校や学級に行きたくない素振りが見られた場合、まずは担任の先生や生徒指導の先生に相談してください。

人間関係のもつれや怠学など様々なケースがあるかと思います。

六中には **校内適応指導教室** があります。

生徒支援の先生が子どもたちや保護者の相談にのってくれます。

寝屋川市「安心・安全メール」配信制度について

寝屋川市の子どもたちの安全に関わる「不審者情報」「学校教育情報」「PTA活動情報」などを、携帯電話やパソコンなどにメールでお知らせする「安心・安全メール」配信制度があります。

携帯やパソコンにメールを一斉配信することで、情報を共有し、地域活動と連動しながら「安心・安全なまちづくり」を目指していく仕組みです。※不審者情報や子どもの安全に関わる情報だけでなく、平常時にはいろいろな地域情報を小学校区や中学校区単位で受信することもできます。

★ 配信内容

◇ 子どもの安全に関わる情報	→ 不審者情報など
◇ 学校行事に関わる情報	→ 行事の実施・変更の連絡や緊急連絡など
◇ 緊急災害に関わる情報	→ 暴風警報発令時の対応措置など
◇ P T A活動に関わる情報	→ 各種行事紹介や緊急連絡など
◇ その他の情報	→ 管理者（校長・PTA会長）が必要と認めた内容など

注意事項（同意事項）

- ★ 子どもの安全に関わる情報は、全て緊急配信するのではなく、事実確認を行いプライバシーの侵害などを考慮した事案・内容について配信いたします。
- ★ 登録申請は無料ですが、登録・メール受信にかかる通信料は登録者の負担になります。
- ★ 携帯端末の場合、利用者の電波状態等によって着信に障害が発生する場合があります。
- ★ このサービスは情報配信のみで、問い合わせには対応できません。

【登録方法】

- ① お手持ちの携帯・パソコンから、下記のアドレスに『空メール』を送信します。（アドレスのみ入力）自動返信メールが届きますので、登録画面へのURLにアクセスしてください。
- ② 登録画面で該当するものにクリックして登録してください。（校区情報・不審者情報の選択可）
- ③ 校区選択では、校区情報も併せて、第六中学校を選択してください。
- ④ 最後に登録完了を選択してください。

【登録内容の変更方法】

- ★校区やカテゴリーを追加・削除するとき
 - ① 校区を追加するときは、「校区を追加する」をクリックします。（小学校から中学校への変更）
 - ② 希望の校区にチェックを入れ、「追加」をクリックします。
 - ③ すでに登録されている校区やカテゴリーを削除するときは、該当する校区やカテゴリーの右にある「削除」をクリックして、内容を確認の上、「削除」を再度クリックします。
 - ★登録サービスの解除：登録を解除する（安心安全メールの配信をストップさせたい）とき
 - ① 解除するアドレスを確認し、「解除」をクリックします。
- いずれも、最後に「戻る」をクリックして、登録内容画面に戻れば完了です。

【アドレス】 <半角小文字で>

neyagawa@e.ikkr.jp

引っ越す時・転出・住所変更の手続き

まずご連絡ください

◎ **転出（引っ越し）の予定がありましたら、まず学級担任にご連絡ください。**

※わかる範囲で結構ですから、早めにご連絡ください

- 転居予定日
- 転居先住所
- 転居先の中学校名

六中校区内の転居の場合

◎ **転居後速やかに手続きしてください**

- ① 「寝屋川市役所、各市民センター」に届出を
「学齢児童・生徒転出等（同校区内住所変更）通知書」を受け取る
- ② 学級担任に、通知書を提出してください

六中校区外の市内転居の場合

◎ **転居後速やかに手続きしてください**

- ① 「寝屋川市役所、各市民センター」に届出を
六中提出用、転出先中学校提出用の「学齢児童・生徒転出等通知書」を受け取る
- ② 学級担任か事務室に、六中提出用「学齢児童・生徒転出等通知書」を提出ください
転出先中学校に提出する「在学証明書」「教科書給与証明書」を発行します
- ③ 転出先中学校に「学齢児童・生徒転出等通知書」「在学証明書」「教科書給与証明書」を持参して手続きをしてください

寝屋川市外への転居の場合

◎ **転居の2週間前から手続きが可能です**

- ① 「寝屋川市役所、各市民センター」に届出を
六中提出用の「学齢児童・生徒転出等通知書」を受け取る
- ② 学級担任か事務室に、六中提出用「学齢児童・生徒転出等通知書」を提出ください
転出先中学校に提出する「在学証明書」「教科書給与証明書」を発行します
- ③ 「新しい住所の市役所（区役所）」へ行き、転入の手続きをしてください
新しく転入する学校の指定があり、「転入通知書」を受け取ります
- ④ 新しい学校に「転入通知書」「在学証明書」「教科書給与証明書」を提出してください

※ 教科書は転出先中学校で給付されますが、第六中学校と同じ教科書を使用している場合、今までの教科書を使用することになります。再度給付されませんので、大切に保管して下さい

学校管理下でのケガと給付

生徒が学校の管理下でケガをした場合、災害共済制度として「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度」「寝屋川市立校園PTA協議会安全共済会」のいずれかにより、所定の手続きを行うことによって、医療費の一部について給付を受けることができます。

請求方法の手続きや詳細については、本校養護教諭（保健室）までお問い合わせください。

日本スポーツ振興センターとは

日本スポーツ振興センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づいて設立され、児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校管理下における児童生徒の災害に関する医療費や見舞金の給付を行うなど、心身ともに健康な児童生徒の育成に役立てることを目的としています。これに加入しますと、学校でケガなどをした場合、医療費や見舞金等の給付が受けられます。

給付の対象となる学校管理下と災害の範囲

学校の管理下（各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などの他、登下校を含む）における、生徒の負傷、疾病に対する医療費、障がい又は死亡が給付の対象となります。

負傷・・・学校の管理下の事由によるもので、医療費総額が1,500円以上のもの

疾病・・・学校の管理下の事由によるもので、医療費総額が1,500円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの

※ 生活保護法による保護を受けている世帯の生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません

※ 災害給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。この間に請求しないと時効によって請求権がなくなります。

※ 損害賠償を受けた時は、その限度において給付を行わない場合があります。

※ 同一災害による医療給付は10年間です。

※ 給付金の支払い時期については、審査等の関係で請求から2～3ヶ月後となります。

寝屋川市立校園PTA協議会安全共済

寝屋川市独自の制度で、「災害給付制度」の給付対象に満たない（医療機関へ支払う医療費用が1,500円未満）場合に適用されます。この他災害見舞金等の給付があります。共済掛金額は100円（年額）となります。

共済掛金額

毎年4月に加入手続きを行います。年間1人945円必要ですが、内485円は公費補助があり、保護者には460円負担していただくことになります。加入されますと、年度中は転出されても国内に限って有効です。

申請の手続き

学校でケガをして医療費がかかった場合、保護者の方に「医療等の状況」という用紙をお渡しします。この用紙に病院で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。

給付金の請求は毎月初めに行いますので、治療が翌月にかかる場合は、新たに用紙をお渡ししま

就学援助・特別支援教育就学奨励費について

寝屋川市では、経済的な理由により、お子さんを小中学校へ通学させるのに困っている方に、学校用品、入学準備金、修学旅行費等、学校での学習に必要な費用と学校病の医療費を援助しています。

（申請者（保護者）は、世帯全員が必ず、市・府民税の申告を済ませておいてください。）

申請方法（申請は毎年度ごとに行う必要があります）

年度のはじめに、学校を通じて「お知らせ」を配布しています。援助の対象となる方の条件が載っていますので、該当する方で就学援助を希望される場合は、教育委員会にて手続きをしてください。（年度の途中からでも手続きはできますので、ご事情の変わられた場合等いつでも学校並びに教育委員会にご相談ください。）

特別支援教育就学奨励費について

寝屋川市では、支援学級に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、就学援助制度とは別の制度を設けています。

① 就学援助を受ける場合は、重複してこの援助を受けることはできません。

学生割引乗車券について

本校の生徒が、ＪＲ各社の鉄道・航路を「営業キロで片道１０１km以上利用する場合に、
「学校学生生徒旅客運賃割引証」（以下「学割証」）を使用することで、ＪＲの乗車券を

申請のしかたと購入方法

1. 乗車日１週間前までに、「学割申込書」を担任に請求してください。
2. 保護者の方が「学割申込書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、学級担任に提出してください。
3. 提出された「学割申込書」により、「学割証」を発行します。

学校納入金について

第六中学校では給食費・教材費・生徒会費等を学納金として納入していただいております。

P T A会費についてもP T A会長からの委託を受け、同時に納入いただいております。

口座振替の手続きと入金

が必要です。

◆郵便貯金総合通帳をお持ちでない場合、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）で、

口座の開設をお願いします。（口座名義人の運転免許証等の証明資料と印鑑が

必要です。）

宿泊行事代金及びアルバム代金について

◆1年生宿泊体験…1年の5月頃に各ご家庭より振込していただく予定です。

◆3年生修学旅行…3年の5月頃に各ご家庭より振込していただく予定です。

◆3年生卒業アルバム代金…3年の11月頃に各ご家庭より振込していただく予定です。

納入金額の目安

学年	教材費	生徒会費	P T A会費	給食費
1年	年額 27,000 円	月額 200 円	※月額 300 円	※無償化
2年	年額 25,000 円	月額 200 円	※月額 300 円	※無償化
3年	年額 25,000 円	月額 200 円	※月額 300 円	※無償化

※ P T A会費は保護者2名（2口）の場合です。

※ 給食費に関しては、寝屋川市の施策で無償化されます。

※ 確定額等に関しましては、年度当初にプリントを配布予定です。

地域の中で育つ生徒たち

六中は保護者だけでなく、地域に支えられて教育活動を行っています。

そこで、生徒たちが『地域の一員』であることを自覚し、『地域の行事』に積極的

寝屋川市
『クリーンデイ』

社明
『香里園駅前清

生徒1人につき1枚必要です。

①口座名義、フリガナ、電話番号、通帳記号・番号を記入してください。

※通帳番号が8桁より少ない場合は、右詰めで記入してください。

②通帳のお届け印を押してください。

『コミセン祭り』

コミセン
『ふれあいフェス

寝屋川市
『エンジョイフェス

オークヒルズまつり

地域協
『ふれ愛まつ

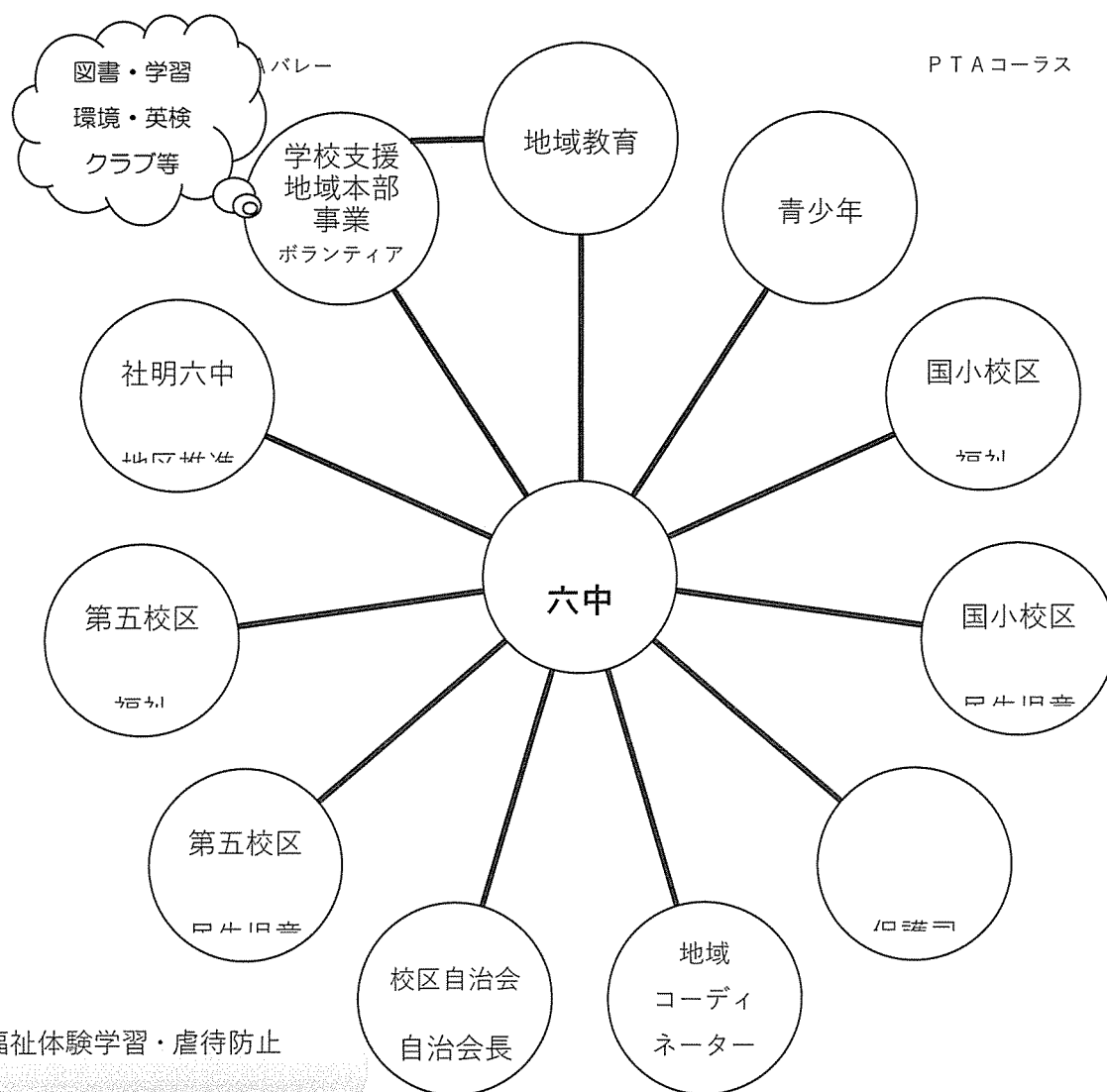
地域に支えられて

六中は地域に支えられて教育活動を行っています。子どもたちの健全育成は学校だけで完結するものではなく、家庭や地域の支え・協力によってなし得ることです。

駅前清掃・環境とリサイクル

ふれ愛まつり、見守り活動

どんぐり教室・絵画教室



福祉体験学習・虐待防止

校区の子どもを支える

第六中学校PTA

「おはよう！」と笑顔も、パッと晴れやかに、地域で育てる、明るい六中

地区委員会

校区の子どもを支える

生活指導委員会

あいさつ運動（毎月6日）

実行委員会

保健体育委員会

教育振興委員会

社会見学

文化教室

標準服リサイクル

五校PTA連絡協議会講演会

同志社・聖母・六中校区(五校)PTA連絡協議会

地域協ふれ愛まつり

エンジョイフェスタ

サークル活動

PTAバレー

PTAコーラス

大阪府寝屋川市立第六中学校 P. T. A 規約

- 第 1 章 名称
- 第 1 条 本会は大阪府寝屋川市立第六中学校 P. T. A と称する。
- 第 2 章 目的及び活動
- 第 2 条 本会は本校の積極的な教育活動の一環として会員相互の強い連携を保ち、協力して生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 3 条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 会員相互が豊かな人間性と、堅実な良識を備えた社会人となるための研修を行う。
 2. 家庭と学校と地域社会における教育活動を整えるため活動を行う。
 3. 家庭と学校の緊密な連携を保ち、生徒の保護育成を行う。
- 第 3 章 方針
- 第 4 条 本会是非営利的、非宗教的、非政党的な立場を堅持し、本会の趣旨に違背する活動等を目的とするいかなる団体、又は事業に一切関与しない。
- 第 5 条 本会は民主教育を積極的に推進するため、生徒の福祉のために活動する社会的団体や機関等との協力を惜しまない
- 第 6 条 本会の運営は全て自主的に行い、他のいかなる団体や機関等の干渉を受けない。
- 第 7 条 本会は学校の運営、殊に管理や人事については本会の目的遂行に関連して意見の具申を行うが、直
ただし、会長が必要と認めた時、又は会員の 10 分の 1 以上の要求があった時は随時開くことができる。
- 第 16 条 総会に付記すべき事項は次の通りとする。
- 一、役員・会計監査委員の選出
 - 二、規約又は規則の改廃
 - 三、年間行事計画及び予算の決定
 - 四、決算報告の承認
 - 五、その他重要な事項
- 第 17 条 総会の議長はその都度選出する。
- 第 18 条 総会は会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ、その議事を開き議決できない。ただし、出席できない会員は委任状を議長に提出して、出席に代えることができる。
2. 議決は出席者の過半数で決める。ただし、少数意見といえどもこれを尊重して議事録に記録する。
 3. や無得ない事情がある場合は、議案を事前に配布し、賛否及び意見・質問を書面にて提出する形式での総会を開催することができる。その場合、書面の提出をもって出席とする。
- 第 19 条 実行委員会の構成は次の通りとする。
- 一、役員
 - 二、各学年正副委員長
 - 三、地区正副委員長
 - 四、教育振興正副委員長
 - 五、保健体育正副委員長
 - 六、生活指導正副委員長
 - 七、学校代表
- 第 20 条 実行委員会は総会に次ぐ議決機関であり、且つ、執行機関である。
2. 実行委員会は原則として月に 1 回開くものとする。ただし、会長が必要と認めた時は、随時開くことができる。
- 第 21 条 実行委員会の任務は次の通りとする。
- 一、役員会並びに実行委員会によって必要と認められた議案の審議
 - 二、各委員会によって立案された事業計画の承認
 - 三、総会に提出する議案並びに議事日程の作成
 - 四、必要ある場合、特別委員会の設置
 - 五、P. T. A だより「むつみ」の編集・発行
- 第 8 章 委員会及び集会
- 第 22 条 本会は次の委員及び集会を置く。
- 一、実行委員会
 - 二、学級会
 - 三、学年委員会
 - 四、地区会
 - 五、地区委員会
 - 六、教育振興委員会
 - 七、保健体育委員会
 - 八、生活指導委員会
 - 四、地区委員会

第 23 条 実行委員会を除く他の委員会及び集会の構成、任務は次の通りとする。

一、学級会

- イ) 各学級に学級会を置く。
- ロ) 学級会はそれぞれの学級の役員と学級担任によって、学級に関する行事を行う。
- ハ) 学級会の円滑な運営を図るため 2 名の学級委員を置き、学級担任との連携を深める。

二、学年委員会

- イ) 学年委員会は学級委員と教職員によって構成し、学級の発展向上のための諸問題及び学年に相当する進路指導等について学校、会員相互の連絡強化を図る。
- ロ) 委員の中から互選により、正副各 1 名の委員長を選出し、委員会を代表して実行委員会に出席する。

三、地区会

- イ) 各地区に地区会を置く。
- ロ) 地区会はそれぞれ地区の会員と地区担当教職員によって構成し、地区の環境を整備し、会員相互の連携を密にし、地区生徒会活動を指導援助する。
- ハ) 各地区の中から地区委員、教育振興委員、保健体育委員、生活指導委員を地区ごとに定められた人数を選出する。
- ニ) 各地区から選ばれた 1 名ずつの委員と教職員によって構成され、地区代表となって、地区間の連携を図るとともに地区会活動の推進に協力する。
- ホ) 委員の中から互選により、正副各 1 名の委員長を選出し、委員会を代表して実行委員会に出席する。

五、教育振興委員会

- イ) 地区から選ばれた委員と教職員によって構成し、生徒の学習効果向上に寄与するとともに、会員の教養を深めるための研修会・講演会等を企画、運営する。
- ロ) 委員の中から互選により、正副各 1 名の委員長を選出し、委員会を代表して実行委員会に出席する。

六、保健体育委員会

- イ) 地区から選ばれた委員と教職員によって構成し、生徒・会員の健康保持増進を図るための研修会への参加及び企画、並びに保健衛生、安全教育推進に協力する。
- ロ) 委員の中から互選により、正副各 1 名の委員長を選出し、委員会を代表して実行委員会に出席する。

七、生活指導委員会

- イ) 各地区から選ばれた 1 名ずつの委員と教職員によって構成し、生徒によりよい生活習慣をつけるための会員研修会・校外補導・地域の浄化活動等を企画運営し、生徒指導に協力する。
- ロ) 委員の中から互選により、正副各 1 名の委員長を選出し、委員会を代表して実行委員会に出席する。

第 24 条 実行委員会を除く他の委員会は必要により委員長が招集し開催する。ただし、各委員会の委員の 3 分の 1 以上が招集を要望するときは、これを開かねばならない。

第 9 章 会計

第 25 条 本会の会費は会員 1 名につき月額 150 円とする。

第 26 条 本会の経費は会費その他を以て支弁する。

第 27 条 本会の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末に終わる。

第 10 章 改正

第 28 条 本会の規約の改正には総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

附則 (昭和 46 年 5 月 1 日)

- ① 昭和 55 年 3 月 21 日改正
- ② 平成元年 3 月 15 日改正
- ③ この規則は平成元年 4 月 1 日から実施する。
- ④ 平成 8 年 5 月 24 日改正
- ⑤ 平成 23 年 3 月 14 日改正

選挙細則

第 1 条 この選挙細則は本会の規約第 9 条、第 10 条、第 16 条に基づき次の通りに定める。

第 2 条 役員及び会計監査委員の選挙を行うときは選挙管理委員会並びに指名委員会を設置する。

第 3 条 選挙管理委員の委員は 3 名とし実行委員の互選による。

②委員の任期は 12 月から始まり選挙が終了するまでとする。

③選挙管理の運営は次の通りとする。

一、12 月中旬までの 6 日間、次期役員・会計監査委員の候補者を公募する告示を行う。

二、規約に基づき、適格と認めた候補者の氏名・住所等を選挙総会 3 日以前に全会員に通知しなければならない。

第 4 条 指名委員会の委員は教育振興委員会・保健体育委員会・生活指導委員会より 1 名、各学年委員会より 1 名、各小学校区の地区委員より 1 名、教職員より 2 名を選出し委員会を構成する。

②委員の任期は 12 月から始まり選挙が終了するまでとする。

③指名委員会は役員・会計監査委員の候補者を指名して、選挙総会の 6 日前までに選挙管理委員会に届けなければならない。

第 5 条 会員は会員 15 名以上の推薦者の署名があれば立候補できる。ただし、本会規約第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項に抵触しないこと。

②前項の候補者は候補者及び推薦者の連名で告示期間中に選挙管理委員会に届けなければならない。

第 6 条 選挙は総会において次の方法で行う。

一、候補者が同一役職に 2 名以上あるときは、無記名単記投票とする。

二、同一役職で定数内の候補者数のときは、総会の承認によって選出する。

第 7 条 この選挙細則の改正は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附則	(昭和 46 年 5 月 1 日)	(昭和 55 年 5 月 21 日改正)
	(平成 2 年 3 月 14 日改正)	(平成 5 年 3 月 18 日改正)
	(平成 15 年 3 月 14 日改正)	(平成 18 年 3 月 14 日改正)

この選挙細則は平成 2 年 4 月 1 日から実施する。